

第 17 回

農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

令和元年 10 月 30 日（水）

せたな町農業委員会

第 1 7 回せたな町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和元年 1 0 月 3 0 日（水） 午後 1 時 3 0 分 から 1 時 5 0 分

2. 開催場所 セタナ町役場 2 階 第 1 会議室

3. 出席委員（12 人）

会長	1 5 番	原	田	喜	博
会長職務代理者	1 4 番	大	口	賢	一
委員	1 番	阿	部	紹	子
	3 番	森		正	勝
	4 番	水	野	幸	雄
	5 番	大	羽	孝	志
	7 番	玉	木	久	志
	9 番	日	置	和	彦
	1 0 番	本	井		治
	1 1 番	多	田	里	佐
	1 2 番	松	崎		豊
	1 3 番	弥	左	輝	彦

4. 欠席委員（3 人）

2 番	横	道	重	人
6 番	小	島	敏	人
8 番	酒	井	誠	一

5. 議事日程

第 1	会議録署名委員の指名について
第 2	会期の決定について
第 3	議案第 1 号 農地法第 1 8 条の規定による通知について
第 4	議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
第 5	議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について
第 6	議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について (農業委員会等に関する法律第 3 1 条該当)
第 7	議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
第 8	議案第 6 号 土地現況証明願について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	西	田	良	子
農地係長	小	池	秀	樹

7. 会議の概要

【開会宣言】

事務局長

ただいまより第 17 回せたな町農業委員会総会を開会いたします。開会にあたりまして会長よりご挨拶を申し上げます。

会長

皆さんどうも大変ご苦労様でございました。

今年もあと 2 ヶ月。秋作業の後始末真っ盛りかなと思います。昨日町営牧場の牛馬の退牧がございました。その日に当農業委員さんが退牧のお手伝いをしていました。

その時に牛に挟まれまして大変な大けがを負ったということで、入院しております。事故の内容につきましては、あばら骨が 15 本くらい損傷していると。あばら骨は 16 本くらいですが、ほとんどが損傷という状況です。

私、町営牧場の運営協議会の充て職で協議会の会長をしております。

事故の件に関しましては、皆さんにも大変ご心配をおかけしたということでお詫び申し上げます。大変どうも申し訳ございませんでした。

11 月 1 日に早速臨時総会を開きまして、事故の報告と今後の対策ということで協議していきたいと思います。皆さんには報告というかたちになりますのご了承願いたいと思います。

会長

本日の総会案件は議案第 6 号までございます。皆さん方には慎重審議の程よろしくお願い申し上げまして、開会の挨拶に代えさせていただきますと思います。

事務局長

ありがとうございました。

本日は、2 番横道委員、6 番小島委員、8 番酒井委員から欠席の届けでございました。只今の出席委員は 12 名で定足数に達しております。したがって、せたな町農業委員会会議規則第 6 条の規定により総会は成立いたしました。

せたな町農業委員会会議規則第 4 条の規定により会長が議長となることから、会長に議事進行をお願いします。よろしくお願いいたします。

議長

はい。それでは直ちに会議に入りたいと思います。

【日程第 1 会議録署名委員の指名について】

議長

「日程第 1 会議録署名委員の指名について」せたな町農業委員会会議規則第 13 条の規定により、4 番水野委員、5 番大羽委員を指名いたします。

この指名は、第 17 回総会開会中といたします。

【日程第2 会期の決定について】

議長 「日程第２ 会期の決定について」本日１日間とすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、本日 1 日間と決定いたしました。

【日程第 3 議案第 1 号 農地法第 18 条の規定による通知について】

議長 「日程第 3 議案第 1 号 農地法第 18 条の規定による通知について」
を議題といたします。

事務局より説明願います。小池係長。

事務局　はい。議案 1 ページをご覧ください。

議案第 1 号 農地法第 18 条の規定による通知について。

農地法第 18 条の規定による農地について、その賃貸借契約の解約通知があったので、別紙により内容審査の上適否を決定する。令和元年 10 月 30 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局 | 資料 1 ページをご覧ください。

番号 29 番。貸主が [REDACTED]、[REDACTED] さん。借主が

■■■■さん。所在につきましては■■■■、■■■■、■■■■、
 ■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、
 ■■■■、■■■、■■■、■■■の計16筆、地目は全て畑、面積が■■■■㎡、解
 約理由につきましては、一部農地を転用し再契約するためとなっております。

事務局	こちらにつきましては、土地引渡日の 6 ヶ月前以内に合意されており、農地法第 18 条第 1 項第 2 号に該当し、知事の許可を要しないことから、受理が適当と考えます。以上でございます。
-----	---

議長　はい。説明が終わりました。

議案第 1 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第4 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について】

議長

「日程第4 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。小池係長。

事務局

はい。議案2ページをご覧ください。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について。

農地法第3条の規定による農地について、その所有権、賃貸借、使用貸借権の設定申請があったので、別紙により内容審査の上許可を決定するものとする。令和元年10月30日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料2ページをご覧ください。

番号41番。貸主が[REDACTED]、[REDACTED]さん。借主が[REDACTED]、[REDACTED]さん。所在につきましては[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の計16筆、地目は全て畑、面積が[REDACTED]㎡、期間につきましては、許可の日から3年間、契約内容は賃貸借、単価が[REDACTED]円、賃貸価格は[REDACTED]円、こちらの理由につきましては、一部農地を転用し再契約するためでございます。

事務局

3ページをご覧ください。

番号42番。貸主が[REDACTED]、[REDACTED]さん。借主が[REDACTED]、[REDACTED]さん。所在につきましては[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の計11筆、地目は全て畑、面積が[REDACTED]㎡、期間につきましては、許可の日から10年間、契約内容は使用貸借、こちらの理由につきましては、農地を後継者に使用貸借したいということでございます。

事務局

4ページをご覧ください。

番号43番。譲渡人が[REDACTED]、[REDACTED]さん。譲受人が[REDACTED]、[REDACTED]さん。所在につきましては[REDACTED]、内畑が[REDACTED]㎡、宅地が[REDACTED]㎡、面積が合わせまして[REDACTED]㎡、単価につきましては畑が[REDACTED]円、売買価格全体といたしまして[REDACTED]円でございます。

こちらの理由につきましては、農地を譲り受け営農に励みたいということでございます。

事務局 以上につきましては、別添調査書のとおり農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件を全て満たすものと考えます。以上でございます。

議長 はい。説明が終わりました。
議案第2号について質疑ございませんか。

3番 はい。

議長 はい、■委員。

3番 29番と41番で、一部転用して賃貸したということですね。

事務局 そうです。

3番 一部転用しているのに面積が多くなっていますがどうしてでしょうか。

議長 はい、事務局長。

事務局長 細かくなりますが、29番、■が■㎡でございます。対する41番の■が■㎡、ここでまず面積が減っているのと、もう1つ■が29番のほうでございますが、面積■㎡、対する41番の■は■㎡ということで、職員住宅と道路の部分がここで減っているわけですが、これだけ見ると減になるはずなんです、29番の■、畑■㎡の内、■㎡、こちらの地番が29年の8月に分筆されておりました。当時は■㎡の内■㎡しか借りておりませんでした、29年8月に分筆されて、41番のほうで■、■㎡、もう一つ、■、■㎡、この2つに変わりました結果的に転用で若干面積が落ちていますが、総体で増えてしまったというのがこの内容になりました。以上です。

議長 はい、■委員どうですか。

3番 はい、分かりました。

議長 はい、他にございませんか。

(質疑なし)

議長

(異議なし)

議長

よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 5 議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について】

議長

議長

事務局

議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、せたな町より決定を求められた別紙の農用地利用集積計画について議決を求める。令和元年 10 月 30 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

番号 119 番。利用権の設定等を受ける者、

■■■■■、■■■■■さん。利用権の設定等をする者、■■■■■、■■■■■さん。利用権設定等に
係わる土地につきましては、■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■、
■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■、
■■■■■、■■■■■までの計 15 筆、内、田んぼが 12 筆 ■■■■ m²、畑が 3 筆 ■■■■
m²、面積が合わせまして ■■■■ m²、利用目的は水田と転作田、こちら農地
保有合理化事業の所有権移転でございまして、このあと売り渡しされる方は
■■■■■さんを予定してございます。

所有権移転の時期につきましては2019年10月30日、対価の支払期限が2019年12月13日、土地引渡の時期は対価の支払日、単価につきましては、田んぼが 〇〇〇〇 円と 〇〇〇〇 円、畑が 〇〇〇〇 円と 〇〇〇〇 円、売買価格は 〇〇〇〇 円でございます。

田んぼの 〇〇 円と 〇〇 円の 〇〇 円の差につきましては、田んぼの畦と暗渠の有無によって 〇〇 円の差がございます。

事務局

議長

議案第 3 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 6 議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
(農業委員会等に関する法律第 31 条該当)】

議長

「日程第 6 議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について（農業委員会等に関する法律第 31 条該当）」を議題といたします。

議長

農業委員会等に関する法律第 31 条に該当する内容でございます。議事参与制限において退席義務はなく、当農業委員会においては発言権無しとすることで取り決めておりますので、 委員におかれましては発言権が無いということでご了承願いたいと思います。

議長

それでは事務局より説明願います。小池係長。

事務局

議案の４ページをご覧ください。

議案第４号 農地法第５条の規定による許可申請について（農業委員会等に関する法律第３１条該当）。

農地法第 5 条の規定による農地について、農地以外の目的に供するため、その使用貸借権の設定申請があったので、別紙により内容審査のうえ、北海道農業会議へ意見聴取する。令和元年 10 月 30 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料の 9 ページをご覧ください。

番号 7 番。貸主が [REDACTED]、[REDACTED] さん。借主が [REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] さん。転用の許可を受けようとする土地につきましては、[REDACTED] の 2 筆、地目は畑、面積が [REDACTED] m²、転用の目的につきましては、砂利採取のための一時転用、掘削区域が [REDACTED] m² 内、農地が [REDACTED] m²、保安区域が [REDACTED] m² 内、農地が [REDACTED] m²、砂利採取数量につきましては [REDACTED] m³ でございます。転用期間につきましては許可日から令和 2 年 10 月 31 日までの 1 年間となっております。位置図・配置図につきましては別紙図 1 の通りでございます。

事務局

こちらにつきましては別紙調査書のとおり、申請地は農用地区域内農地であり、原則転用は不許可ですが農地に復元されるものに限り、例外許可事由に3年以内の農振計画に支障のないものとありますことから、本件は期間1年以内の砂利採取でございまして、採取後の復元についても計画されておりますので、許可相当のものと判断いたしました。以上でございます。

議長

はい。説明が終わりました。
議案第4号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第7 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について】

議長

「日程第7 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議長

それでは事務局より説明願います。小池係長。

事務局

議案の5ページをご覧ください。

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について。

農地法第5条の規定による農地について、農地以外の目的に供するため、その貸借権の設定申請があったので、別紙により内容審査のうえ、北海道農業会議へ意見聴取する。令和元年10月30日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料14ページをご覧ください。

番号8番。貸主が[]、[]さん。借主が[]、[]さん。転用の許可を受けようとする土地につきましては、[]、[]、地目は畑、面積が[]㎡、転用の目的につきましては、生乳加工施設建設(ヨーグルト工房)、建物の敷地の面積が[]㎡、転用期間は許可日から永久、位置図・配置図につきましては、別紙図2のとおりとなっております。

以上の申請地につきましては、農用地利用計画地への転用であり、既
法人施設の隣接地であることから、申請地の転用が最も効率的であると
判断します。以上でございます。

はい。説明が終わりました。
議案第 5 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 8 議案第 6 号 土地現況証明願について】

「日程第 8 議案第 6 号 土地現況証明願について」を議題といたします。

事務局より説明願います。小池係長。

はい。議案 6 ページをご覧ください。
議案第 6 号 土地現況証明願について。
別紙のとおり現況証明願出があったので、内容審査のうえ可否を決定するものとする。令和元年 10 月 30 日提出。せたな町農業委員会会長。

資料 19 ページをご覧ください。

番号 15 番。所在につきましては[REDACTED]、公簿地目は畑、現況は農地採草放牧地以外、面積が [REDACTED] m²、利用状況につきましては農地採草放牧地以外となっております。願出理由は地目変更のためとなっております、所有者、願出者共に [REDACTED] [REDACTED]、[REDACTED] さんでございます。

以上につきましては、2019年10月16日に■■■■委員、■■■■委員、■■■■委員、■■■■委員に現地を目視で確認していただきまして農地以外であることを確認いただいております。以上でございます。

小池係長、図面の目印か何かあれば。例えば[REDACTED]がこの辺りにありますよなど。そうすると皆さん分かりやすいと思います。

事務局

はい。この場所は■■■■の■■■■のすぐ裏でございます。■■■■に■■■■ございまして、その上の■■■■、細い地番です。ずっと舗装されてございます。道路の隣接地でしたので容易に確認できる場所でございます。以上でございます。

はい、説明が終わりました。
議案第6号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

以上をもちまして本日の議事日程をすべて終了いたしましたので、第17回せたな町農業委員会総会を閉会いたします。
大変どうもお疲れ様でした。

上記の会議の顛末を記したることに相違ないことを証明するため、せたな町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 1 年 11月26 日

会議録署名委員

4 番

水野 幸 雄

5 番

大羽 孝 志

議 長

厚 田 嘉 博